

○ 基づき、個人向け財務省告示第百五十五号（平成十四年五月十日）に基づき、平成二十五年四月十五日に発行した個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年六月十八号）第四条第十四項の規定に accordance with Article 14 of the Regulation concerning the Issuance of Government Bonds for Individuals issued on May 10, 2013, based on Article 14 of the Regulation concerning the Issuance of Government Bonds for Individuals issued on June 18, 2002.

財務大臣 麻生 太郎

二 一
号名稱及び記

法發行の根拠
法律及びその

三

用振替法の適

四

發行額

五 四

振額最低額面金

六

振替単位

九八七

適初發行利利子格の
用期行価率の
利單位

年額平す額の振替
○面成る。整數倍の金額によるものと
・金額二百円につき百五円日
二パーセント百五円日
に記載又は記録は、最低額面金簿

個人向け利付國庫債券（変動・
十年）（第四十二回）
東日本大震災からの復興のため
の施策を実施するために必要な
財源の確保に関する特別措置法
（平成二十三年法律第百十七号）
第六十九条第四項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。」の規
定の適用を受けるものとし、そ
の規額の振替機関は日本銀行とする。
五百円（平成二十四年度予算分）
八十五万円（平成二十四年度予算分）
一万円

十四
十三償還金額
償還期限額面金額
額面金額

十二

後第二利期子以

利息を毎年四月十五日まで支払う。その利息とし、毎年四月十五日以後の利息を支払う。式間隔十日に間に期によりする計算

十一
初期利子

額面金額 × $\frac{0.42}{100} \times \frac{1}{2}$ すすける号が金額とし、毎年四月十五日以後の利息を支払う。式間隔十日に間に期によりする計算

十
用の第二利子率の適後

の 中 払
取 途 込
扱 換 場 期
い 金 所 日

) 零子第年発当る円生その金な
。とが十財行す。にじの額は、次
する發二務等るに満たない場合に
る生項省に金額し、受入結果に
しに令規定第六十號(平成四十
号)に銘する省令向利子には切
お柄る受入號)に個人向利子には
てつ入同経第國債四十號(平
じて過四條の相す一が

(一) 式 次 平
日本銀行の本店又は支店平成
二年四月十五日以後におい
て行うことにとし、その買取
金額は、それぞれの算式によ
り算出した金額とする。
日本銀行の買取りは、支店平成
二年四月十五日からまでの間
の場合は、その区分に応じ、そ
の買取金額は、それぞれの算
式により算出した金額とする。
日本銀行の買取りは、支店平成
二年四月十五日からまでの間
の場合は、その区分に応じ、そ
の買取金額は、それぞれの算
式により算出した金額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.42}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

×

365

(二) 平成二十六年十月十五日以後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$) + 支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

十八 中途換金の特例

国かれ第災区あ二年含そのた定号（昭和二十五年法律第二十一条の四第十七号）前号による取扱いのほか、個人法債かる百害とつ条法のみのときにはそのた定の受益者を含む。（相続税法）
をつ災救すての律第十六地方自治法（昭和二十九年法律第六十一条の四第一項）
有する者は十号（昭和二十九年法律第六十一条の四第一項）に該市町村が扶養特
する者が十八号（昭和二十九年法律第六十一条の四第一項）に該市町村が扶養特
する者と生きに発生するは十号（昭和二十九年法律第六十一条の四第一項）に該市
がはしよ和区市又の二域又の二域又の二域又の二域又の二域又の二域又の二域又
、当、当、当、当、当、当、当、当、当、当、当、当、當該助二お當定二和特人が信託契約規
平該個災の年い該都百二別、死託契約規
成二人向害行法て市市五十区又亡しし規
六けにわ律、のに十二をはし規

(一) しじそ求該年四月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求する。算式により算出するものとし、請

平成二十六年四月十五日から平成二十五年十月十五日か

までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

平成二十五年十月十五日以前

場合の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)